

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙に掲げる土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年7月22日 横浜地方法務局西湘二宮支局 登記官 石橋 一二美
記

1 手続番号

第0203-2024-0011号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

平塚市須賀字上中河原2202番